平成 26 年度第 4 回あわら市文化財保護委員会(要旨)

1. 日 時 平成 26 年 12 月 18 日(木) 13:30~15:00

2. 場 所 金津本陣 IKOSSA 三階 和室

3. 議 題 市文化財の指定に係る審議(石塔 1基)

4. 資料 市指定文化財指定申請書他 、

5. 出席者 文化財保護委員 吉田純一、由水勇、山田輝男、坂野尚、

関章人、有馬行之、藤井さち江、伊戸君枝、

吉村幸夫、長谷川勲

事務局 笹井和弥(文化学習課長)、橋本幸久(郷土歴

史資料館館長補佐)、関典夫(郷土歴資料館主

查)、九千房英之(郷土歷史資料館学芸員)

6. 会 議

<議題>

指中区より申請のあった石塔(1 基)について、市教育委員会より諮問があり、市指定文化財にふさわしいものか審議を行なった。

事務局

石塔は梵字や年号などが彫られているものの、剥落等によりすべての文字がはっきりと確認できない。ただ、旧坂井郡内の近似した様式の石碑(8 基)が 13 世紀後半から 14 世紀にかけて製作されていることから同時期に作成されたと思われ、石塔から読み取れる「□安二□」の文字と併せて考えれば応安年間(1368~1374年)に造られたと推定される。時代的には十分古く地域の石造物の編年や文化の伝播を考察するうえでも貴重な資料と考えられる。

審議

委員からは石塔が建てられた経緯や旧坂井郡内の石造物との関連をもっと掘り下げるべき、区画整理で場所が動いているのなら元の場所をはっきりさせた方がよい等の意見も出されたが、石塔そのものが板碑様式ではあわら市最古の物であり、市の指定に十分なものなので、建てられた経緯や最初に建てられた場所の調査は今後の課題にして石塔を有形文化財として指定することは問題ないのではという意見が出され、指定する価値があると認めると答申することに決した。

なお、指定の申請では名称は石塔になっていたが、形状は板碑と呼ばれるものであり、議論の末正式名称は「指中の板碑」となった。

あ郷第406号 平成26年11月28日

あわら市文化財保護委員会 委員長 吉田 純一 様

> 福元県 あわら市教育委員会 教育委員会 会 ミ

あわら市文化財の指定について (諮問)

このことについて、下記の文化財をあわら市文化財に指定する価値の有無について、あわら市文化財保護条例第4条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1. 名 称 : 石塔 1基

所在地 : あわら市指中64字(詳細別紙)

申請者 : 指中区区長 酒本 勝



あ文保第 4 号 平成27年1月13日

あわら市教育委員会 様

あわら市文化財保護委員会 委員長 吉田 純 **文化財保 養委員会 養の 養の**

あわら市文化財の指定について(答申)

平成26年11月28日付けあ郷第406号で諮問のあったみだしの件について、下記物件を慎重に審議した結果、あわら市指定有形文化財/歴史資料として指定する価値があると認めます。

記

- 申請人 あわら市指中 34·43
 指中区長 酒本 勝
- 2. 名 称 指中の板碑(員数1基)
- 3. 所在地 あわら市指中 64字

指定調查書 有形文化財

担化	調宜書 有形又	.16兒
1	名 称	指中の板碑(員数1基)
2	指定区分	有形文化財/歴史資料
3	所 在 地	あわら市指中64字
4	所有者の氏名 及び住所	指中区
5	申請者の氏名及び住所	指中区区長 酒本 勝 あわら市指中34-43
	(1)法 量	高116cm·最大幅41cm·最大厚32cm
6	(2)材 質	凝灰岩
	(3)銘 文	・阿弥陀三尊の種子(梵字) ・□□□□□□法界 □□利益之故也 □安二□ 念佛一結衆敬白
	(4)特 徵	頭部は山形に整形し、二条の切り込みを入れている関東型の 板碑
7	由来又は沿革	古くから指の地域にあったと伝承されている。ただ元々現在 地にあったわけではなく、圃場整備等で移動したといわれて いる。少なくとも細呂木村誌(昭和38年発行)には現所在地 にあったことが確認できる
8	現況	現所在地に置かれていたが、表面の傷みが激しくなり、且つ 全体が斜めに傾いてきていたので、地元の要望から郷土歴史 資料館で一時預かっている
9	考察・意見	本資料は、紀年銘は剥落のためはっきりと確認できないが「口安ニ□」とあることや、形式・材質を旧坂井郡内(現坂井市、あわら市内)の他板碑等と比較すると、これまののと考えられる。このような中世由来の板碑としてあわら市にあるものでは現在最古と考えられる。 旧坂井郡内では本資料に近い形式の板碑が6基、類似の中内では本資料に近い形式の板碑が6基、類似の中内では本資料に近い形式の板碑が6基、類似の中内では本資料にある板碑(紀年銘近い。材質にある板碑(紀年銘にかられて、近野田端にある神明神社に置かれている板碑(紀年銘には下の大道で、大田田端にある神明神社に置かれている板碑(紀年銘には下野、江町井向にある神明神社に大きには「1274)年銘、石町井向にある中神社の板碑(紀年名に大井・福井県指定文化財)と同じものである。 「四ように地域の板碑の編年や文化の伝播を考察する上地域の板碑の編年や文化の伝播を考察する上でもまな資料と考えられ、あわら市の有形文化財/歴史資料としてふさわしいものである。